

2 総論

第1章 本県の子どもと家庭を取り巻く状況

平成17年2月の「わくわくあおもり子育てプラン」(前期計画)及び平成22年2月の「わくわくあおもり子育てプラン」(後期計画)策定以降、子どもと親と地域が共に育ち、支え合う社会に向けて、様々な取組を展開してきました。その結果、「わくわくあおもり子育てプラン」(後期計画)の策定時からみると着実に改善した分野がある一方、いまだ課題が残されている分野があります。また、近年の我が国の社会環境・経済雇用環境の変化に伴い、本県の子どもと家庭を取り巻く環境も大きく変化しています。この変化が、子どもの成長や子育てのあり方にも影響を与えています。

1 少子化の動向

子どもの数と生産年齢人口が減り続けています。

本県の人口は、国勢調査によると昭和60年をピークに減少しています。平成25年10月1日現在の推計人口は133万6206人ですが、平成52年には93万2千人になると推計されています。14歳以下の年少人口は昭和30年をピークに減少しており、平成9年には65歳以上の老年人口が年少人口を上回りました。年少人口は平成12年から22年にかけて市部で10%、町村部で50%減少しており、町村部で急激な少子・高齢化が進んでいます。また、平成25年は、平成24年に比べて、出生数が42人下回る9,126人、合計特殊出生率は0.04上回る1.40(全国平均1.43)となっていますが、平成18年以降、本県の合計特殊出生率は全国平均を下回り続けており、このまま少子化が進むと、生産年齢人口の減少が更に進むことになります。

⇒ 資料編:[資料1](1)人口の推移、(2)出生の動向

注:合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

2 婚姻と出産の動向

未婚化・晩婚化・晩産化の進行が出生率の低下に影響を与え続けています。

婚姻率は昭和 45 年以降低下し続け、平成 25 年は 4.3 と全国平均 5.3 より低く全国 42 位となっています。平均初婚年齢は、男女ともに戦後ほぼ一貫して上昇しており、平成 25 年の平均初婚年齢は男30.5 歳、女 28.8 歳で、生涯未婚率は男性の上昇が著しく、平成 22 年には 21.31 と全国平均(20.14)を上回っています。母の年齢別出生率をみると、20 歳代の出生率は平成 14 年から平成 25 年にかけて約 40% 減少し、平成 20 年には 30 \sim 34 歳までの出生率が 25 \sim 29 歳のそれよりも上回っています。出産年齢は 30 歳代へ移行しています。

⇒ 資料編: [資料2](1)婚姻の動向、(2)晩産化・少産化の動向

注:婚姻率とは、人口千当たりの婚姻数です。

平均初婚年齢とは、結婚式を挙げたとき、または同居を始めた時の早い方の年齢の平均です。

生涯未婚率とは、45歳から54歳の未婚率の平均のことです。

3 家族の状況

世帯の規模が小さくなり、子どものいる世帯も減り続けています。

本県の一般世帯数は平成 22 年には 51 万 1,427 世帯で、平均世帯人員は 2.61 人で減少傾向が続いています。世帯類型別では、核家族世帯の割合が 53.7%であり、3世代世帯の割合が平成 12 年の 16.6%から平成 22 年には 13.1%と大きく減少しています。平成 22 年の 18 歳未満の子どものいる 世帯は平成 12 年の 25.0%にまで低下しています。

⇒ 資料編:[資料3](1)世帯の動向



4 女性の就労状況

女性の就業割合が高まり、仕事と子育ての両立支援の更なる充実が求められています。

女性の就業者は、全就業者数の 45.0%を占めています。 $30\sim40$ 歳代の女性の労働力率は全国の女性より高くなっており、働いている女性が多いといえます。また、女性労働力率の特徴であるM字型カーブも平成 22 年には平成 17 年に比べて M 字の底が上がり、台形に近づいてきています。さらに、共働き世帯が増加し、平成 22 年の国勢調査では、61.4%と、全国平均(56.9%)を上回っています。引き続き女性が結婚出産後も社会参画するための仕事と子育ての両立支援策の充実が望まれます。産業別の女性就業者の割合は、医療・福祉や卸売・小売業が多く、職業別では、事務やサービス職業が多くなっています。

- ⇒ 資料編:[資料4](1)就労状況、(2)産業・雇用の状況
- 注:労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口の割合のことです。 M字型カーブとは、出産育児により女性が非労働力化することが多い 25 ~ 39歳において労働力率が低下する現象 のことです。

5 地域の状況

都市部の人口割合が増加を続け、地域コミュニティの活性化が求められています。

本県の人口について、平成22年の国勢調査の結果を基に市部と郡部の人口比率をみると人口比は約3対1となっています。特に青森、弘前、八戸の三市の占める割合は、52.5%となっています。また、第1次産業の就業者割合が減少して第3次産業の割合が高まっています。市部への人口集中、就業構造の変化がみてとれます。地域住民が協力して青少年育成に取り組んでいくことについては、73.3%が重要と答えていますが、取組の充足度は14.1%と低いことから、同じ地域で暮らす住民同士の出会い、ふれ合い、支え合いの関係づくりを広げていくことが求められています。

⇒ 資料編:[資料5](1)地域の特性

6 子どもの心身の状況と生活の実態

乳児死亡率の改善がみられますが、子どもの成長に応じた健康と健全育成が課題となっています。

本県の平成20年の乳児死亡率は2.1(全国2.6)でしたが、平成25年は1.5(全国2.1)となっており、総合周産期母子医療センターを始めとした周産期医療の環境整備等による改善がみられています。同センターの更なる充実はもとより、保健と医療の連携強化や母体の保護等が一層必要となっています。また、本県の平成24年の3歳児のむし歯有病率は34.5%と全国(19.1%)に比べて高く、本県の平成25年度の肥満傾向児の出現率においても、男女共に6歳から17歳すべての年齢で全国より高いことから、子どもの頃からの正しい生活習慣の形成や健康教育が求められています。

近年、子どもの遊びは室内での遊びが多く、屋外での遊びや自然体験が少なくなっています。遊び場については、平成25年では、小学校高学年から中学生では「自分の家」が最も多く、次いで「友達の家」が占めています。中学生では、小学高学年と比べると、「公園」が少なくなっている一方で、「商店街やデパート」、「ゲームセンターやカラオケボックス」、「本屋やCD屋」が多くなっています。子どもの居場所を地域住民や関係者等が意識し、地域全体で子どもの健全な育成に配慮し、人間的ふれあいに満ちた遊び場づくりが求められています。

⇒ 資料編:[資料6](1)子どもの心身の発育・発達の状況、(2)子どもの年齢別生活時間・居場所の状況

注:乳児死亡率とは、出生千当たりの生後1年未満の死亡数のことです。



7 子どもをめぐる問題

児童虐待や非行等の様々な問題により、きめ細かな対応を必要とする子どもが増えていま す。

児童虐待相談件数は平成 17 年度以降増加傾向を示し、平成 25 年度は 822 件となっています。平成 24 年度の不登校児童数は小学校 180 人、中学校 1,041 人となっています。小学校は近年 200 人未満で推移しており、中学校は平成 19 年度以降減少傾向を示しています。少年非行では、平成 20 年に検挙・補導された少年 1,140 人に対し、平成 25 年は 557 人と半減していますが、このうち、小学生が 53 人、中学生が 218 人、高校生が 170 人、中高生の占める割合は 69.7%となっています。中高生の占める割合はここ数年減少傾向が続いています。

⇒ 資料編:[資料7](1)子どもをめぐる問題の動向、(2)子どもの安全をめぐる動向

8 特に支援を必要とする子どもの状況

家庭的環境での支援、自立と社会参加に向けた支援が求められています。

本県では、要保護児童対策地域協議会が全 40 市町村に設置され、住民に身近な市町村における児童家庭相談業務の体制整備が図られてきています。また、本県の児童相談所は、児童福祉司 1 人当たりの担当人口が平成 26 年 4 月 1 日現在で 44,301 人となっており、全国平均の 45,266 人よりも少なく、きめ細かな支援を行うための体制強化が図られています。虐待を受けた子ども等、家庭において適切な養育を受けられない、社会的養護を必要とする子どもについては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要ですが、本県の平成 25 年の里親等委託率は 20.2%(全国15.6%)となっており、社会的養護体制の充実を図る観点からもより一層の拡充・推進が求められています。また、施設に入所している子どもについては、子どものプライバシーに配慮した適切なケアを行い、子どもが本来持っている成長力や回復力が促進されるようきめ細かな支援をしていくことが求められています。

本県の特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)在籍者数は、平成 26 年 5 月 1 日現在で 1,733 名となっておりほぼ横ばいとなっています。

一方で、同日現在の小・中学校の特別支援学級在籍者数は 1,672 人となっており、特に、知的障害 及び自閉症・情緒障害を対象とする特別支援学級在籍者数が顕著に増加しています。

また、小・中学校に設置している通級指導教室数は 16 学級(平成 17 年度)から 21 学級(平成 25 年度)となり、通級による指導を受けている児童生徒数も 291 人(平成 17 年度)から 534 人(平成 25 年度)と増加傾向にあります。

小・中学校において、発達障害等により特別な教育的ニーズのある児童生徒が増えており、障害の適切な理解及び対応により、自立と社会参加に向けた一層の支援が求められています。

⇒ 資料編:[資料8](1)児童虐待防止対策の状況、(2)社会的養護体制の状況 (3)障害のある児童生徒の状況

注:里親等委託率とは、社会的養護が必要な子どものうち、里親家庭や小規模住居型児童養育事業所(ファミリーホーム)で暮らす子どもの割合のことです。

通級による指導とは、小・中学校の通常の学級に在籍している比較的軽度の障害のある児童生徒に対して、主として 各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場(通級指導教 室)で行う教育の形態のことです。



9 仕事と生活の調和をめぐる状況

男女がともに、仕事と生活の調和を実現できる環境づくりが求められています。

男女の家庭での家事・育児時間は、男女間で依然として大きな差がありますが、平日の男性の家事・育児時間に若干増加の動きがみられます。育児休業制度は、原則として 1 歳に満たない子を養育する男女労働者が、法律に基づき、申し出ることにより取得できるものですが、平成 25 年の中小企業等における育児休業の取得率は、出産した女性の 84.4%と全国平均の 83.0%と同等の水準となっているものの、男性の利用者は 0.8% と全国の 2.0% より低い状況にあります。男女がともに仕事と子育てを両立するためには、父親の家事・育児の参画、子どもの病気やけがの際の休暇、産前産後の休暇、育児休業の十分な取得等が必要となっています。

- ⇒ 資料編:「資料9](1)子育での実態、(2)育児休業制度の利用状況等、
 - (3) 子育てに関する保護者の意識

10 地域の子育で支援サービスの提供状況

地域の子育て支援サービスの更なる充実が求められています。

平成 26 年の保育所定員は 31,975 人、保育所数は 468 で、保育所普及率は全国平均より高く、保育サービスの充実が進んできており、平成 25 年度延長保育実施数 402、一時預かり 166、休日保育113、病児・病後児保育 16 と増加傾向にあります。また、平成 26 年 4 月の保育所待機児童はいない状況となっています。平成 25 年度の放課後子どもプランは 36 市町村 308 か所で実施され、このうち放課後児童クラブは 32 市町村で 262 クラブ、放課後子ども教室は 25 市町村で 95 教室が活動しています。地域子育て支援拠点事業は平成 25 年度は 30 市町村 100 か所で実施しています。地域の関係を大切にしながら人間関係を広げていくための支援が求められています。

- ⇒ 資料編: [資料 10] (1) 保育サービスの提供状況と利用の動向、(2) 地域における子育で支援の 基盤整備の状況、(3) 豊かな心や命を大切にする心を育むための環境づくり及び地域の 連携、(4) 安心して子どもを生み育てられる環境づくりの重要性
- 注:数値は、中核市を含んだ数字です。

放課後子どもプランとは、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」(放課後子ども教室)と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」(放課後児童クラブ)を一体的あるいは連携して実施するものです。



第2章 青森県がめざす子どもと親と地域がともに育ち、支え合う社会

1 基本理念

子どもとともに、親とともに、地域とともに育ち合い、一人ひとりが安心と幸せを実感し、結婚・妊娠・出産・子育てに希望と喜びを持てるふるさと青森県をめざします

子育では父母その他の保護者が責任を持って行っていくことを前提としながらも、子育で家庭に対して地域や学校、企業など社会全体で見守り、職業生活と家庭生活の充実に向けて、必要な時に手助けし支えていくことが大切です。

地域の人たちがみんなで結婚・妊娠・出産・子育てを支え合う社会をつくり上げ、子どもを産み育てたい と思う人が、希望と喜びを持って安心して産み育てられるような環境を整えていくことが必要です。

また、子どもは、大人と同じ一個の人格を持った人間であり、自由と権利を有し、社会参画の機会を与えられる「権利の主体」です。子どもと親と地域が共に育ち、支え合う社会には、子どもの主体性を認め、権利や利益を尊重し、成長・発達の可能性が最大限発揮されるよう、一人ひとりのニーズに応じて、必要な支援を活用できることが大切です。

お互いの人格を尊重しつつ、親も子育てを通して親として成長し、地域もまた結婚・妊娠・出産・子育てに関心を持ち、地域のつながりを育てていくことができる、ふるさと青森県をつくり上げていくことが必要です。

2 基本的視点

青森県の次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、「すべての子どもが幸せに育つことを大切にする 視点」、「すべての親が子育てを楽しみ、親として育つことを大切にする視点」、「すべての人が結婚・妊娠・ 出産・子育てに関心を持ち、地域の支え合いを大切にする視点」を基本に据えて、子どもと親の育ちを応援 していきます。

(1) すべての子どもが幸せに育つことを大切にする視点

青森県に生まれ育つすべての子どもは、家庭環境や障害の有無、性別、親の職業など、どのようなことによっても差別されることなく、一人ひとりの幸せを大切にして育つ権利を持っています。子どもが健やかに育つために必要とする支援を受けることができ、すべての子どもが幸せに育つことを大切にします。

(2) すべての親が子育てを楽しみ、親として育つことを大切にする視点

青森県で子育てをするすべての親やこれから親として育って行く若い人たちが、多様な生き方を選択し、 仕事と生活の調和が実現できる環境が整えられていなければ、心身ともにゆったりと子育てをし、子育ての 楽しみを見いだすことはできません。様々な子育ての支援を活用することができ、子育てについての情報や 子育てについての学習機会を得て、子育てを楽しみ、すべての親が子育てを通して親として育つことを大切 にします。

(3) すべての人が結婚・妊娠・出産・子育でに関心を持ち、地域の支え合いを大切にする視点

子どもは家庭を成長の基盤としてはいるものの、家庭だけで育つものではなく、地域の様々な人たちとの 交流を通して社会性を身に付け、人として成長していきます。すべての人が結婚・妊娠・出産・子育てに関 心を持ち、地域のつながりを深め、地域の助け合いが生じるような、地域の支え合いを大切にします。



3 基本目標

青森県の子育では、一人ひとりの生活を大切にし、誰もが心にゆとりを持って、安心して幸せに暮らせる 子育で社会をめざします。次の世代を担う子どもが健やかに生まれ育ち、子育でに希望と喜びを感じられる 子育でを大切にする社会の実現に向けて、恵まれた自然環境の中で誰もが子育でを楽しめるふるさとづくり をめざします。

○あたたかい家庭、ふれあいのある地域の中で、子どもが心豊かに健やかに育つ青森県

すべての子どもと親が、家族の絆を大切にして、ゆとりをもって子育てができ、子どもが心豊かに育つあたたかい家庭環境と、子育てを通して親も親として成長し、地域のみんなが子育てを通したふれあいの中で地域の子育て力を高め、遊びや様々な体験を通して子どもがのびのびと心豊かに健やかに育つ地域環境を整えます。

○社会全体で結婚・妊娠・出産・子育てを支え合い、安心して子どもを産み育てられる青森県

子どもを産み育てることは、活力あふれる豊かな未来社会を築く営みでもあります。次代を担う子どもの 社会的意義が理解され、子育ての心理的、肉体的負担感が軽減され、安心して結婚し、子どもを産み育てら れるよう、行政をはじめ、家庭、地域、学校、職場など県民一人ひとりが結婚・妊娠・出産・子育てに関心 を持ち子育てに参加し、社会全体で子育てを支え合う仕組みを整えます。

○県民一人ひとりがお互いを大切にし、男女が共に子育てを楽しめる青森県

子どもも大人も、男性も女性も、障害のある人もそうでない人も、すべての人がお互いを尊重しながら、いきいきと生活できる社会が求められています。子どもの成長や育児の状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、職業生活と家庭生活を充実させるために、様々なサービスを活用しながら男女が協働して子育てをすることで、子どもとふれあい、子どもの成長を喜び、子育てを楽しめる社会をめざします。

4 施策の体系

基本目標の実現に向けて、5年間に取り組む6つの施策の基本方針とその施策の目標、施策の内容について掲げています。

基本理念

子どもとともに、親とともに、地域とともに育ち合い、一人ひとりが安心と幸せを実感し、 結婚・妊娠・出産・子育てに希望と喜びを持てるふるさと青森県をめざします

基本目標

あたたかい家庭、ふれあいのある地域の中で、子どもが 心豊かに健やかに育つ青森県

施策の目標

施策の基本方針

1 結婚の望みをかなえるために-社会全体で結婚したい男女を応援します-

結婚を社会全体で支援する取組の推進

結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の推進

2 安心して子どもを産むために -妊娠・出産を支援します-

母性及び子どもの健康の確保・増進

3 安心して子どもを育てるために

- 社会全体で子育て支援を 推進します- 幼児期の教育・保育等の推進

放課後子ども総合プランの推進

地域における子育て支援サービスの充実

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 実現のため の働き方の見直し

4 特に支援が必要な子どもが健 やかに育つように

ー様々な環境にある子どもや 家庭を支援しますー 子どもへの虐待防止対策の充実

様々な環境にある子どもや家庭へのきめ細かな取組の推進

障害のある子どもへの支援の充実

5 健やかに心豊かに育つように

-豊かな心、命を大切にする 心を育む支援と健全育成を 推進します- 子どもの権利擁護の推進

次代の親の育成の推進

子どもの生きる力、豊かな心の育みの支援

少年非行や不登校などに対する対策の充実

命を大切にする心を育む環境づくりの推進

自然とふれあう体験交流の促進

学校・家庭・地域の連携強化による社会全体の教育力の向上

6 安全・安心な子育てをするために

子どもが安全に生活できる環境づくりを支援しますー

子どもの安全の確保

子育てを支援する生活環境づくり

子どもの非行防止と健全な社会環境の形成



基本的視点

- ■すべての子どもが幸せに育つことを大切にする視点
- ■すべての親が子育てを楽しみ、親として育つことを大切にする視点
- ■すべての人が結婚・妊娠・出産・子育てに関心を持ち、地域の支え合いを大切にする視点

社会全体で、結婚・妊娠・出産・子育てを支え合い、安心して子どもを産み育てられる青森県

県民一人ひとりがお互いを大切にし、男女が共に子育 てを楽しめる青森県

施策の内容

結婚に関する気運の醸成/男女の出会いにつながるサポート体制の充実

結婚から子育ての総合的な取組の推進

妊産婦・乳幼児に関する保健の充実/学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実/食育の推進/周産期・小児医療の充実/小児慢性特定疾病対策の推進/不妊に悩む方に対する支援の充実

区域の設定/各年度における幼児期の教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保/教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保/教育・保育等の従事者の確保及び資質の向上/地域子ども・子育て支援事業に関する提供体制の確保/市町村の区域を越えた広域的な見地からの調整/教育・保育情報の公表

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的運営の推進

地域における子育で支援の総合的な推進/子育での経済的負担の軽減/子育でに関する学習機会・情報提供の充実/ 子育で支援機関のネットワーク化推進/地域における人財育成

ワーク・ライフ・バランスの推進/育児休業取得への意識啓発の推進/家事・育児などの家庭生活における男女共同参画の推進/農山漁村における仕事と子育てが両立できる環境づくりの推進

児童相談所の機能強化/市町村や関係機関の相談体制整備及び連携の推進/子どもへの虐待に対する心のケア・治療体制の充実

社会的養護を必要とする子ども等に対する施策の充実/ひとり親家庭に対する支援の充実/苦情解決システム等の構築

特別支援教育の充実/障害のある子どもに対する相談・療育支援の充実

学校・家庭・地域における人権教育の推進/子どもの権利擁護の普及啓発

思春期性教育の推進/若年者の就業意識の醸成・啓発活動の推進

確かな学力の向上/豊かな心の育成/新しい時代に対応した教育の推進/スポーツ・芸術文化活動の振興/健やかな体の育成/信頼される学校づくり

不登校やいじめなどに対する対策の充実/少年非行等に対する関係機関とのネットワークづくりの推進/被害に遭った子どもの保護の推進

命を大切にする心を育む県民運動の推進/命を大切にする心を育む教育の推進

自然環境の保全とふれあいの推進/都市と農山漁村との交流の促進/地域食文化体験活動の推進

豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実/地域の教育力の向上

安全な道路交通環境の整備/子どもの交通安全を確保するための活動推進/子育てにやさしいまちづくりの推進/犯罪・犯罪被害から子どもを守る活動の推進/安全・安心なまちづくりの推進

子育てを支援する良質な住宅確保への支援/子育てを支援する良好な居住環境確保への支援

子どもの非行防止と非行のある子どもの指導の充実/子どもを取り巻く有害環境対策の推進